

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の指定に係る次の区域の指定の全部を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 4 日

東大阪市長 野田 義和

1 指定の全部を解除する区域

東大阪市森河内西一丁目 4 番 29、4 番 41 及び 5 番の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第

31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 措置の方法

土壤汚染の除去（掘削除去）



凡例

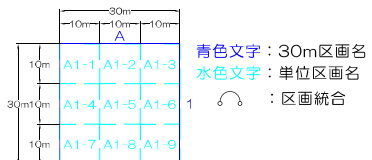
【共通】

- - - : 既往調査範囲
- - - : 筆境界

【指定を解除する区域(全部)】

- 六価クロム化合物
土壌溶出量基準不適合
基準値：0.05mg/l 以下
- 砒素及びその化合物
土壌溶出量基準不適合
基準値：0.01mg/l 以下
- ふっ素及びその化合物
土壌溶出量基準不適合
基準値：0.8mg/l 以下
- 鉛及びその化合物
土壌含有量基準不適合
基準値：150mg/l 以下

【区画】



1

城東区諏訪二丁目
908-1

